

・お知らせ

利子割還付金を、同一事業年度の均等割へ全額充当するものについては、「都税還付金等充当通知書」の送付を省略させていただきます。

※ 処理 事項	整理 番号	事務所	管 理 番 号	申告 区分
事業年度又は 連結事業年度	平成 令和	年	月	日から 日まで

第九号の二様式

法 人 名	
-------	--

利子割額の控除・充当・還付に関する明細書

\* 

--

区 分	収 入 金 額 ① 円	①について課された 利子割額 ② 円	②のうち控除・充当・還 付を受ける利子割額 ③ 円
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1		
公 社 債 の 利 子	2		
投 資 信 託 の 収 益 の 分 配	3		
そ の 他	4		
計	5		

公社債の利子又は投資信託の収益の分配に係る控除・充当・還付を受ける利子割額の計算

個別法による場合	銘 柄	収 入 金 額 ④ 円	④について課さ れた利子割額 ⑤ 円	公社債利子等の 計算基礎期間 ⑥ 月	⑥のうち元本 所有期間 ⑦ 月	所有期間割合 ⑦ ⑥ (小数点以下3 位未満切上げ) ⑧	控除・充当・還 付を受ける利子 割額⑤×⑧ ⑨ 円

銘柄別簡便法による場合	銘 柄	収 入 金 額 ⑩ 円	⑩について課さ れた利子割額 ⑪ 円	公社債利子等の 計算期末の 所有元本数等 ⑫	公社債利子等の 計算期首の 所有元本数等 ⑬	⑫-⑬ 2又は12 負の場合は ⑭ (零とする。)	所有元本割合 ⑬+⑭ ⑫ (小数点以下3 位未満切上げ、1.5を 超える場合は1とする) ⑮	控除・充当・還 付を受ける利子 割額⑪×⑮ ⑯ 円
	都別府県							
都別府県								
都別府県								
都別府県								
都別府県								

1 この明細書は、法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を地方税法の規定により、法人税割額から控除しようとするとき、充当しようとするとき又は還付を受けようとするときに記載し、申告書又は更正請求書に添付してください。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、申告書又は更正請求書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記してください。

19120-218 (都・法)

